

令和5年度 牛に係る家畜人工授精に関する講習会開催要領

牛に係る家畜人工授精師を養成するため、次により講習会を開催する。

1 講習会

- (1) 開催者：一般社団法人ジェネティクス北海道
- (2) 期 日：令和5年5月8日(月)から同年6月1日(木)まで
(日曜日を除く 22 日間)
- (3) 場 所：ジェネティクス北海道 繁殖技術研修センター
上川郡清水町字御影南 2 線 73 番 10
一般社団法人ジェネティクス北海道 十勝北見事業所内
- (4) 受講資格：牛に係る家畜人工授精師の免許を取得しようとする者で、家畜改良増殖法第 17 条の規定（別記参照）に該当しない者。なお、既に資格取得済みの者（獣医師を含む）の受講は認めない。
- (5) 受講人員：30 名以内（新型コロナウイルス感染症の状況により人員数を決定する）
- (6) 選考方法：希望者が受講人員を上回った場合は、選考試問により選考する。
ア 推 薦：家畜人工授精事業を実施している農業協同組合又は農業共済組合の職員（採用予定者を含む）であって、授精業務に従事する予定の者
イ 一 般：上記（推薦）以外の者については、書面審査及び選考試問を行う。
 - ・ 選考試問は、牛を中心とした畜産に関する一般知識及び中学校理科の生物に関する知識を最低基準とした問題（遺伝、ホルモン、消化吸收等）の筆記試験とする。
- (7) 講習科目：家畜改良増殖法施行規則第 23 条に定められた科目及び時間数

2 修業試験 学科及び実習

- (1) 日 時：令和5年6月1日(木)及び2日(金)
- (2) 場 所：上記1の(3)に同じ

3 受講手続 次の書類を一般社団法人ジェネティクス北海道理事長あて提出する。

- ア 推 薦：受講願書(別記様式 A4)及び履歴書(市販様式・本人確認可能な写真を貼付)
・ 推薦書は、所属の組合長が発行し、所属保障と推薦理由を記載。
- イ 一 般：受講願書(別記様式 A4)及び履歴書(市販様式・本人確認可能な写真を貼付)
・ 履歴書には、家畜人工授精師を志望する理由を明記すること。
・ 選考試問の実施期日及び場所については、別途本人あて通知する。
・ 選考試問は、4 月 4 日（火）に札幌市及び清水町で実施予定。

- (3) 提出期限：令和5年3月6日(月)必着とする。

4 受講料 100,000 円（納入については、受講決定者に別途通知する。）

5 受講許可 受講許可又は不許可については、書面で本人あて通知する。

6 その他

- (1) 宿泊場所の確保が必要な者は、各自がビジネスホテル等に申し込むこと。
なお、車中又はテント内で宿泊する者は受講を認めない。
- (2) 本講習会が中止となった場合以外、提出された書類は返却しない。
- (3) 受講願書等の送付先及び講習会についての問い合わせ先は次のとおり。

一般社団法人ジェネティクス北海道 生産技術部 〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 北農ビル Tel 011-242- 9644 Fax 011-242-9651
--

受 講 願 書

年 月 日

一般社団法人ジェネティクス北海道
理事長 篠原 末治 様

所 属
本籍地（都道府県名）
現住所
氏 名 ⑨
昭和・平成 年 月 日生

牛に係る家畜人工授精に関する講習会を受講
したいので、関係書類を添えて提出します。

[日本工業規格 A4]

家畜改良増殖法第 17 条の規定

（家畜人工授精師の免許を与えない場合）

第 17 条 この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者には、前条第一項の免許（家畜人工授精師の免許）を与えない。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の免許を与えないことができる。

- 一 心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令（注）で定めるもの
- 二 麻薬又は大麻の中毒者
- 三 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項に規定する者を除く。）

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項に規定する者を除く。）

3 都道府県知事は、前項第一条の免許を申請したものについて、前項第 1 号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

注： 農林水産省令（家畜改良増殖法施行規則第 26 条の 2）

- 一 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 上肢の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行なうに当たって必要な技能を十分に発揮することができない者

受 講 願 書

年 月 日

一般社団法人ジェネティクス北海道
理事長 篠 原 末 治 様

所 属 :

本籍地（都道府県名） :

現住所 :

氏 名 : ⑩

昭和・平成 年 月 日生

牛に係る家畜人工授精に関する講習会を受講したいので、関係書類を添えて
提出します。